

令和5年2月10日開催

## 全員協議会資料

○ リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について		
1 リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について	.....	1
2 リフレ上越山里振興株式会社による対応について	.....	2
3 上越市の対応について	.....	3~4
4 リフレ上越山里振興株式会社の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に関する報告（記者会見用）		別冊

## リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について

### 1 リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について

#### (1) 不正受給の概要等

##### ① 概要

助成金名と不正受給額	雇用調整助成金 32,835,083 円 緊急雇用安定助成金 6,323,426 円 計 39,158,509 円															
返還総額	<ul style="list-style-type: none"> <li>返還総額は概算で 49,096,826 円となる見込み</li> <li>下表のうち延滞金 3%については、雇用調整助成金を令和 5 年 3 月 31 日に全額返還した場合の金額</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ii 及び iii は概算)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>雇用調整助成金</th> <th>緊急雇用安定助成金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i 不正受給返納金</td> <td>32,835,083 円</td> <td>6,323,426 円</td> </tr> <tr> <td>ii 延滞金 3%</td> <td>1,783,959 円</td> <td>322,674 円</td> </tr> <tr> <td>iii i の 2 割相当額</td> <td>6,567,006 円</td> <td>1,264,678 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41,186,048 円</td> <td>7,910,778 円</td> </tr> </tbody> </table>		雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金	i 不正受給返納金	32,835,083 円	6,323,426 円	ii 延滞金 3%	1,783,959 円	322,674 円	iii i の 2 割相当額	6,567,006 円	1,264,678 円	計	41,186,048 円	7,910,778 円
	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金														
i 不正受給返納金	32,835,083 円	6,323,426 円														
ii 延滞金 3%	1,783,959 円	322,674 円														
iii i の 2 割相当額	6,567,006 円	1,264,678 円														
計	41,186,048 円	7,910,778 円														
支給決定等取消年月日	令和 4 年 12 月 5 日															
内容	休業していない日であるにもかかわらず、休業したと虚偽の申請を行い、当該助成金を不正に受給したもの															

##### ② 返還金の返還状況（雇用調整助成金の金額は概算）

	返還請求額	返還済額	返還日
雇用調整助成金（※1）	41,186,048 円	0 円	未定
緊急雇用安定助成金（※2）	7,910,778 円	7,910,778 円	令和 5 年 1 月 31 日

※1 雇用調整助成金は、2 月中旬に納付計画を提出し、以後分割して返還予定

※2 緊急雇用安定助成金の返還については、同社が独自に資金を調達した。

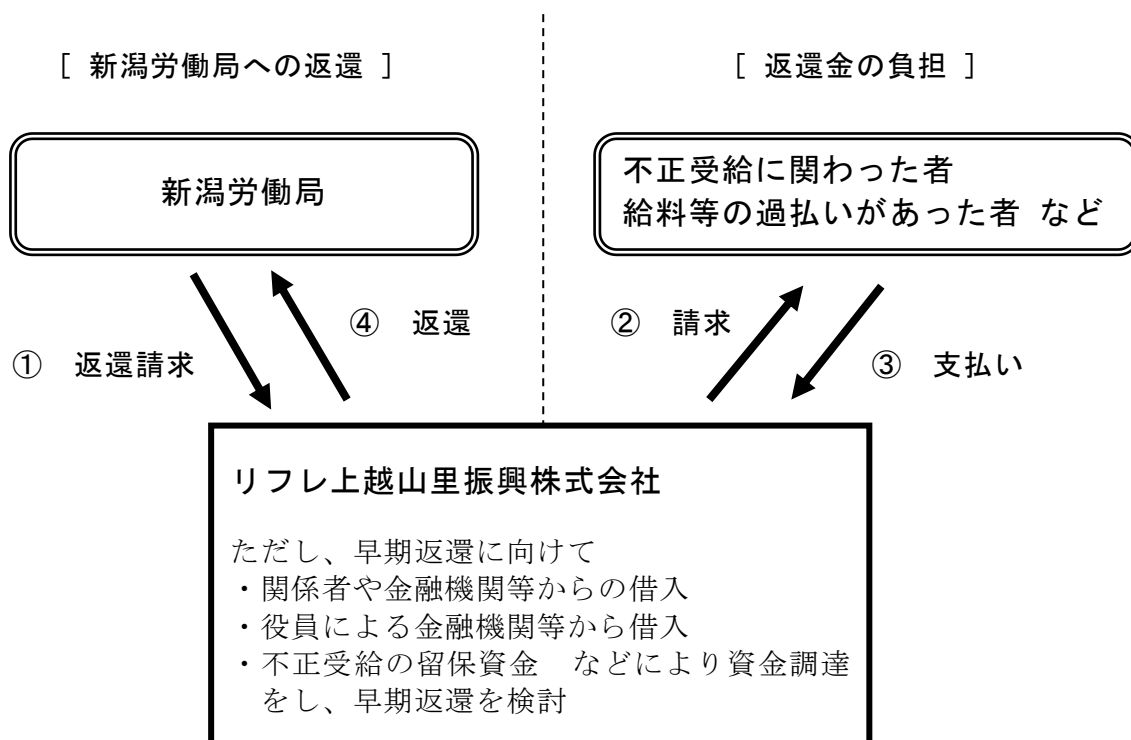
#### (2) 弁護士による調査結果（概要）

調査方法	期間 令和 4 年 11 月 10 日から令和 5 年 2 月 2 日まで 手法 関係書類の精査、事情聴取のほか申請に問題がある受給額を算出
不正受給の実態	弁護士による調査報告のとおり
不正受給の手法	弁護士による調査報告のとおり
不正受給の動機	従業員の雇用維持、その他は詳細不明
資金の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員への休業手当として支給（申請に問題がないもの）</li> <li>時間給社員及び日給社員に、労働時間を超える給与を支給</li> <li>不適正経理は確認できず、私的流用は考えにくい。</li> <li>助成金は、決算報告書等を確認する限り、負債の返済や施設の運転資金に主に充てられたと推測</li> </ul>
関与者数	2 名
不正受給に関し責任がある者	不正受給に関与した 2 名（※ヨーデル金谷部門は該当者なし） 同社の役員
不正受給額割合	不正受給額は、申請に問題がない金額の 2 倍以上になると推測

## 2 リフレ上越山里振興株式会社による対応について

- ・ 調査結果に基づき、不正受給に関わった者のほか、給料等の過払いがあった者などから支払いを受け、新潟労働局へ返還
- ・ ただし、早期に返還原資の確保が困難な際は、独自に資金調達し返還することを検討
- ・ 不正受給に関与した者への対処
- ・ 会社の今後について、市や関係者との協議

### 【労働局への返還に係る概要図】



### 【参考】リフレ上越山里振興株式会社の令和4年12月末現在の経営状況

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
流動資産	18,742	流動負債	47,438
(うち現預金)	(3,664)	(うち短期借入金 ※)	(24,356)
固定資産	22,102	固定負債	15,362
(うち有形固定資産)	(7,901)	(うち長期借入金)	(15,362)
		純資産	▲ 21,956
計	40,844	計	40,844

#### ※ 契約内容（当座貸越契約）

借入先：えちご上越農業協同組合

借入限度額：40,000千円及び利子

契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(毎年議会の議決を経て更新)

貸付利率：年1.50%（令和4年度）

### 3 上越市の対応について

#### 【基本的な考え方】

- ・ 弁護士調査の結果により、組織的な不正行為でない。
- ・ 各施設について、民間事業者による参入や従業員から独立の提案があることから、関与がなかった従業員の雇用継続や施設の継続を図る。
- ・ 一方で、指定管理者として厳正な処分が必要であり、指定管理者を取消し、法人の整理を検討する。

#### (1) 株主としての対応

- ・ 新潟労働局への早期の返還を求める。
- ・ 不正受給の関与者への処分と負担を求める。
- ・ 同社の整理を検討する。なお、整理をする場合、市の損失補償の履行や固定資産の買取りが必要となる。

#### (2) 施設管理者としての対応

- ・ 令和5年1月5日から営業の一時停止を指示（くわどり湯ったり村、ヨードル金谷）
- ・ 指定管理者の取消しを検討
- ・ できるだけ早く令和5年度以降の新たな指定管理者の選定に着手

#### ① くわどり湯ったり村

- ・ 従業員の確保に一定の時間を要することから、本年4月の再開を目指す。
- ・ 次期指定管理者について、公募による選定に着手
- ・ 昨年実施したサウンディング型市場調査において、将来的な施設の譲渡や貸付けを前提とした指定管理者への参加を提案した民間事業者あり

#### 【参考】市が継続して所有した場合と民間事業者へ譲渡した場合の比較

期間：令和5年度から令和27年度までの23年間

	市が継続所有	民間譲渡
指定管理料（※1）	849,323 千円	100,353 千円
維持管理費（※2）	805,309 千円	16,006 千円
除却費用（現試算額）	164,166 千円	82,083 千円（※3）
民間事業者への運営補助	0 千円	104,940 千円（※4）
計	1,818,798 千円	303,382 千円

※1 市は耐用年数となる令和27年度まで、民間事業者は現協定の満了となる令和6年度まで、それぞれ指定管理した場合の比較

※2 市で所有する場合は、大規模改修費用として630,915千円を含む

※3 除却費用の半額を想定

※4 3か年分の指定管理料相当額の負担を想定（手法や期間は別途検討）

## ② ヨーデル金谷

- ・ 同施設の従業員に不正受給に関与した者がいなかったことから、今月 15 日（水）からの再開を目指す。
- ・ また、現従業員が新規法人を設立して独立する意向を示したことから、その法人を現指定管理の残期間の指定管理者として検討
- ・ 令和 7 年度以降の施設の方向性は、別途検討

## ③ ゆったりの家

- ・ くわどり湯ったり村の新たな運営者が決まるまでの間、指定管理を継続
- ・ その後、新たな指定管理者が一体的に管理